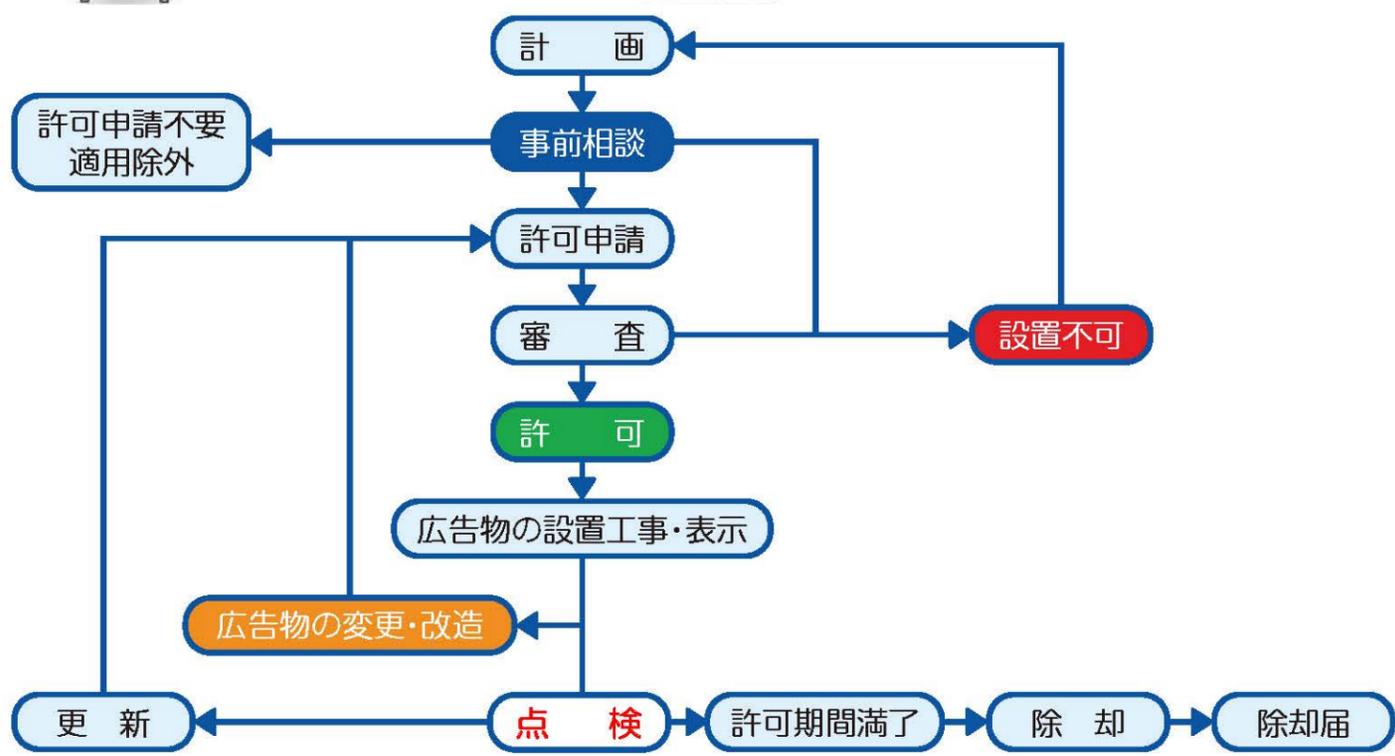


4 屋外広告物の許可手続き



屋外広告物を表示する方へのお願い

- 事前に相談してください。**
※詳しくは、山梨県県土整備部景観まちづくり室のホームページをご覧ください。
- 許可を受けた広告物に許可済シールを必ず貼ってください。**
- 道路占用と工作物の確認について**
道路を占用する場合はその許可、高さが4mを超える広告塔・広告板等は工作物の確認が必要です。

[山梨県 屋外広告物に関すること](#)

事前相談や規制地域の区分及び基準の詳細等については、以下へお問い合わせ下さい。

- 次の地域の場合は県の出先機関へ
 - 昭和町 中北建設事務所 055-224-1677
 - 山梨市・甲州市 峡東建設事務所 0553-20-2806
 - 市川三郷町・富士川町・身延町・南部町 峡南建設事務所 055-240-4120
 - 都留市・大月市・上野原市・丹波山村 富士・東部建設事務所 0554-22-7836
 - 富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村 富士・東部建設事務所 0555-24-9049 吉田支所
 - 次の地域の場合は各市町村へ
 - 甲府市 ※ 055-237-5829
 - 南アルプス市 055-282-6397
 - 北杜市 0551-42-1361
 - 甲斐市 055-278-1669
 - 中央市 055-274-8552
 - 道志村 0554-52-2114
 - 忍野村 0555-84-7793
 - 富士河口湖町 0555-72-1976
 - 小菅村 0428-87-0111
 - 早川町 0556-45-2513
 - 韮崎市 0551-22-1111
 - 笛吹市 055-261-3334
- 甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。



屋外広告物は、身近な情報を伝える手段としてとても役立ちますが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を阻害する原因になってしまいます。山梨県では、美しい県土づくりを進めるために「山梨県屋外広告物条例」により、設置できる屋外広告物の「大きさ」や「色」の基準を定めています。全国屈指の優れた自然景観を活かし、にぎわいの中にも落ち着きと気品のある景観となるようご協力をお願いします。

屋外広告物とは次の4つの要件を満たすものです。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆に表示されるもの
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

山梨県
(令和5年4月)

1 屋外広告物の種類



2 屋外広告物のルール

禁止地域

設置できない地域があります。※1

県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境を美しく保つことを目指す地域など(禁止地域)では、原則として表示・設置できません。

許可地域

種類や規模により許可申請が必要です。※1

自然と社会生活が調和している地域や活発な商業活動を促す地域など(許可地域)では、広告物の乱立を防ぎ、景観との調和を図るため、表示・設置するために許可が必要です。

色の制限

地域によって色彩に制限があります。

地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。

業の登録

県の登録業者以外は設置できません。

他人に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。

※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいないものがあります。(適用除外)

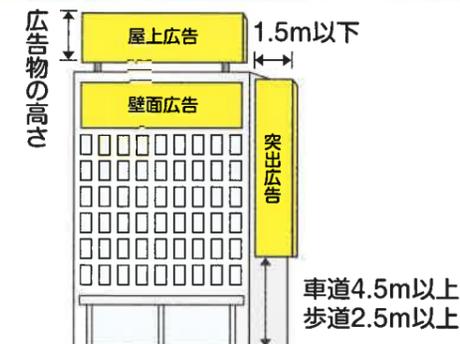
点検義務 目視、打診等により点検を行う必要があります。

広告物の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認、その他の安全性の点検を行わなければなりません。広告物等の上端までの高さが地上から4mを超えるものは、資格を有する者が点検しなければなりません。

3 屋外広告物の基準(一部抜粋)

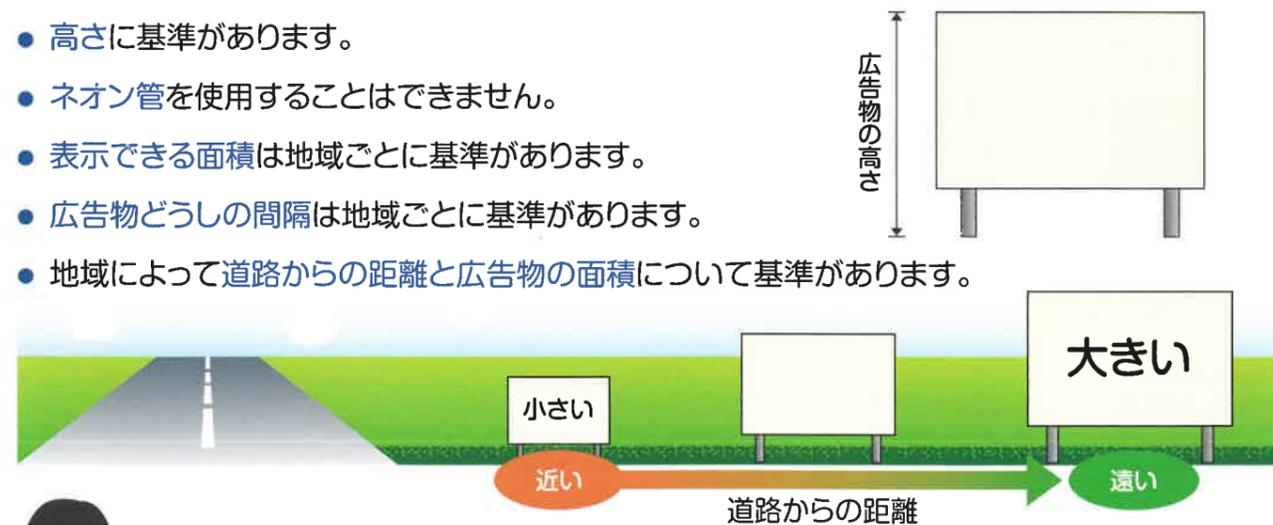
建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基準があります。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。(LED広告等)。



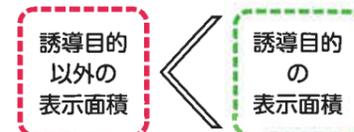
建植広告物(野立看板)

- 高さに基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路際に設置することができます。
- 表示できる面積は2㎡までです。(禁止地域内は1㎡までです)。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



注意! 上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。